

## 第4節 屋内タンク貯蔵所の基準

**第1 平屋建ての建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所**

平屋建ての建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所は、危政令第12条第1項の規定によるほか、次によること。

**1 タンク専用室【危政令第12条第1項第1号】**

危政令第12条第1項第1号に規定する「タンク専用室」には、タンク及びタンクに接続される配管、その他の付属設備又は消火設備等の保安のための設備に限り設置することができるものであること。

**2 タンクとタンク専用室との間隔【危政令第12条第1項第2号】**

危政令第12条第1項第2号に規定する壁及びタンク相互間に確保する0.5mの間隔は、点検等のために必要な間隔として定められているものであり、当該タンクとタンク専用室の柱、はり又は屋根（上階がある場合は上階の床）との間にも確保すること。

**3 標識及び掲示板【危政令第12条第1項第3号】**

危政令第12条第1項第3号に規定する「標識及び掲示板」については、同号及び危規則第17条若しくは第18条の定めによるほか、別記第5「標識、掲示板等」によること。

**4 屋内貯蔵タンクの容量【危政令第12条第1項第4号】**

危政令第12条第1項第4号に規定する「同一タンク専用室に屋内貯蔵タンクを2以上設置する場合」において、タンク個々の容量が指定数量未満であっても、総計が指定数量以上の場合、屋内タンク貯蔵所として扱うこと。

**5 屋内貯蔵タンクの構造【危政令第12条第1項第5号】**

危政令第12条第1項第5号に規定する「屋内貯蔵タンクの構造」は、第3節屋外タンク貯蔵所6の例によること。

**6 タンクの外面の防食措置【危政令第12条第1項第6号】**

危政令第12条第1項第6号に規定する「さびどめのための塗装」は、第3節屋外タンク貯蔵所9の例によること。

**7 通気管、安全装置【危政令第12条第1項第7号、危規則第19条、危規則第20条第2項】****(1) 通気管**

危規則第20条第2項に規定する圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、同項の規定によるほか、次によること。

ア 通気管の口径及び設置個数は貯蔵タンク状況（構造、容量、出し入れ速度等）を考慮し、当該タンクに影響を及ぼさないものとする。

イ 危規則第20条第1項第1号ハに規定する「引火防止装置」は、40メッシュ（1インチ内の網目の数が40であるもの。）以上とする。

ウ 危規則第20条第2項の規定により、圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、原則として無

弁通気管であるが、アルコールを貯蔵するタンクに設けるものについては、同項各号の基準に適合する場合、大気弁付通気管としても差し支えない。〔S37.10.19自消丙予発108〕

エ メタノール等を貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管の引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。〔H6.3.25消防危28〕

(2) 安全装置

危規則第19条に規定する圧力タンクに設ける安全装置は、同条の規定によるほか、第1節製造所15(2)の例によること。

8 危険物の量を自動的に表示する装置【危政令第12条第1項第8号】

危政令第12条第1項第8号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」は、第3節屋外タンク貯蔵所12の例によること。

9 注入口【危政令第12条第1項第9号、同条第2項第2号】

危政令第12条第1項第9号に規定する「注入口」は、第3節屋外タンク貯蔵所13の例によること。

10 ポンプ設備【危政令第12条第1項第9号の2、同条第2項第2号の2】

(1) 危政令第12条第1項第9号の2に規定する「タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備」は、第3節屋外タンク貯蔵所14 ((1)を除く。)の例によること。

(2) ポンプ設備の周囲には、点検等のための有効な空間を保有するよう指導すること。

11 弁【危政令第12条第1項第10号】

危政令第12条第1項第10号に規定する「弁」は、第3節屋外タンク貯蔵所15の例によること。

12 水抜管【危政令第12条第1項第10号の2】

危政令第12条第1項第10号の2に規定する「水抜管」は、第3節屋外タンク貯蔵所16の例によること。

13 配管【危政令第12条第1項第11号】

危政令第12条第1項第11号に規定する「配管」は、第1節製造所20の例によること。

14 配管の耐震措置等【危政令第12条第1項第11号の2】

危政令第12条第1項第11号の2に規定する「配管の耐震措置等」は、第3節屋外タンク貯蔵所18の例によること。

## 1 5 タンク専用室の構造【危政令第12条第1項第12号から第17号】

## (1) 耐火構造

危政令第12条第1項第12号に規定する「耐火構造」は、別記第7「耐火構造」によること。

## (2) 延焼のおそれのある外壁

ア 危政令第12条第1項第12号に規定する「延焼のおそれのある外壁」は、別記第6「延焼のおそれのある外壁」によること。(イを除く。)

イ 引火点が70°C以上の第4類の危険物のみの屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室は、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができるものであること。

## (3) 屋根

危政令第12条第1項第13号に規定する屋根の構造は、第1節製造所6の例により設置するとともに、天井を設けることができないものであること。

## (4) 窓又は出入口

屋内貯蔵所の窓及び出入口については、危政令第12条第1項第14号及び第15号によるほか、第1節製造所7の例によること。

なお、出入口の大きさ及び数については、特に制限はないものであること。〔S45.4.2消防予72〕

## (5) 液状の危険物のタンク専用室の床、貯留設備

危政令第12条第1項第16号に規定する床及び貯留設備は、第1節製造所8の例によること。

## (6) 出入口のしきい

危政令第12条第1項第17号に規定する出入口のしきいは、次によること。

ア タンク専用室のしきいの高さより下部の壁体等(しきい、壁及び床)には、開口部及び間隙等を設けることなく、危険物が漏えいしない構造であること。

イ タンク専用室内に貯蔵する危険物の全量を収容できる高さとするか、又はこれに代わるせきを設けること。(図3-4-1参照) ●

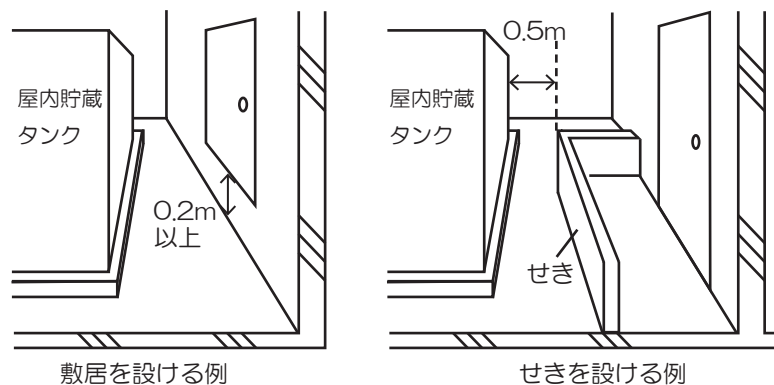


図3-4-1 漏えい防止措置の例

## 1 6 採光、照明、換気設備、排出設備【危政令第12条第1項第18号】

## (1) 採光、照明

危政令第12条第1項第18号に規定する「採光、照明」は、第1節製造所9の例によること。

## (2) 換気設備及び可燃性蒸気排出設備

危政令第12条第1項第18号に規定する「換気の設備」及び「排出する設備」は、別記第9「換気設備、可燃性蒸気排出設備」によること。

## 1.7 電気設備【危政令第12条第1項第19号】

危政令第12条第1項第19号に規定する電気設備は、別記第11「電気設備の基準」によること。

**第2 平屋建て以外の建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所（引火点が40度以上の第4類の危険物のみ）**

平屋建て以外の建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所は、危政令第12条第2項の規定及び前記第1によるほか、次によること。

## 1 危険物の量を覚知することができる装置【危政令第12条第2項第2号】

危政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を覚知することができる装置」は、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当するものであること。〔S46.7.27消防予106〕

## 2 ポンプ設備【危政令第12条第2項第2号の2、危規則第22条の6】

危政令第12条第2項第2号の2に規定するポンプ設備は、同条及び前記第1 10の規定によるほか、次によること。

## (1) ポンプ設備をタンク専用室以外の場所に設ける場合

- ア ポンプ及びこれに付属する電動機の周囲には、点検、修理のための空間を確保すること。
- イ ポンプ室の床及び貯留設備は、前記第1 15(5)の例によること。
- ウ 採光、照明、換気設備、排出設備は前記第1 16の例によること。

## (2) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合

- ア ポンプ及びこれに付属する電動機の周囲には、点検、修理のための空間を確保すること。
- イ 危規則第22条の6第2項に規定する「漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずる」とは、ポンプ設備の周囲に設ける囲い又は基礎の高さを、タンク専用室の出入口のしきい又は危険物を収容するための囲い若しくはせきの高さ以上にすることをいうこと。

## 3 漏えい防止措置【危政令第12条第2項第8号】

危政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とするには、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法があるが、いずれの方法によっても、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できなければならないものであること。〔S46.7.27消防予106〕

**第3 アルキルアルミニウム等の屋内タンク貯蔵所**

危政令第12条第3項の規定により、アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯

蔵所について、危政令第12条第1項の基準を超える特例が定められているが、危規則第22条の8、第22条の9及び第22条の10の規定において、特例を定めていない事項については、危政令第12条第1項の基準が適用になるものであること。〔H1.3.1消防危14/消防特34〕



